

# 年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会  
令和7年11月12日答申分

## ○答申の概要

- |                        |    |
|------------------------|----|
| (1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの | 0件 |
| (2) 年金記録の訂正を不要としたもの    | 1件 |
| 厚生年金保険関係               | 1件 |

厚生局受付番号 : 九州（受）第 2500065 号  
厚生局事案番号 : 九州（厚）第 2500014 号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA法人における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 61 年生

住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 24 年 11 月 1 日から平成 25 年 3 月 1 日まで

私は、A 法人に採用された時から通勤手当として約 1 万 9,000 円が支給されていたが、請求期間の標準報酬月額（15 万円）は、通勤手当が含まれていない額となっているので、通勤手当を含めた標準報酬月額（17 万円）に年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A 法人が提出した請求者に係る平成 24 年分及び平成 25 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿（以下「源泉徴収簿」という。）により確認できる各月の給与支給総額、請求者が提出した同法人からの給与の振込先とする金融機関の普通預金通帳により確認できる各月の給与振込金額等から判断すると、請求者は、請求期間において、同法人からオンライン記録の標準報酬月額（15 万円）を上回る標準報酬月額（17 万円）に見合う報酬月額（通勤手当として 1 万 9,220 円を含めた給与支給総額）の支給を受けていたものと推認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなり、そのためには、請求期間における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額を確認又は推認することが必要となる。

なお、厚生年金特例法に基づき記録の訂正が行われるのは、上記の低い方の額がオンライン記録を上回っている場合である。

しかしながら、前述の源泉徴収簿に記載されている請求期間の各月の社会保険料控除額は、厚生年金保険料額及び健康保険料額については、オンライン記録の標準報酬月額（15 万円）に請求期間当時の法定の保険料率に基づき算出される金額、雇用保険料額については、前述の 1 万 9,220 円を通勤手当として含めた給与支給総額に請求期間当時の法定の保険料率に基づき算出される金額、それぞれの金額を合計した額と一致することから、請求期間について、既に保険給付の計算の基礎とされているオンライン記録と同額の標準報酬月額（15 万円）に基づく厚生年金保険料を給与から控除されていたものと推認できる。

このほか、請求者の請求期間における各月の給与支給総額及び厚生年金保険料控除額について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。